

# 茨城県用地測量等共通仕様書

検 第 8 7 0 号  
平成 24 年 1 月 19 日改定

# 茨城県用地測量等共通仕様書

## 目 次

第1章 総 則 (第1条～第3条) .....	447
第2章 用地測量等の基本事項 .....	448
第1節 業務従事者の資格 (第4条) .....	448
第2節 準 備 (第5条～第8条) .....	448
第3節 数量等の処理 (第9条) .....	449
第4節 精度管理 (第10条～第12条) .....	449
第3章 権利調査 .....	449
第1節 調 査 (第13条～第17条) .....	449
第2節 用地整理台帳等の作成 (第18条～第19条) .....	451
第4章 用地測量 .....	452
第1節 境界確認 (第20条～第26条) .....	452
第2節 境界測量 (第27条～第31条) .....	453
第3節 境界点間測量 (第32条～第33条) .....	455
第4節 面積計算の範囲 (第34条) .....	456
第5節 用地実測図(データファイル)等の作成 (第35条) .....	456
第6節 土地調書作成(第36条).....	457
第5章 検 証 (第37条).....	457
様 式	
参考資料	

# 第1章 総 則

## (適用範囲)

第1条 この用地測量等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、用地測量等に係る業務の適正な執行を期するため、契約書第1条に定める共通仕様書として、茨城県測量作業共通仕様書に定めのない事項について補完するとともに、用地測量等の実施に当たり必要な細目を定めるものである。

- 2 用地測量は、この共通仕様書に定めのない事項については、国土交通省公共測量作業規程の準則(平成23年国土交通省告示第334号)に基づき行うものとする。
- 3 権利調査は、調査区域内の土地の登記記録及び建物の登記記録、地図並びに土地、建物に関する権利者等の調査を行うものとする。
- 4 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認し指示を受けなければならない。

## (用語の定義)

第2条 この共通仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「用地測量等」とは、茨城県土木部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う用地測量及び権利調査をいう。
- (2)「調査区域」とは、用地測量等を行う区域であって、別途図面等で指示する範囲をいう。
- (3)「地図」とは、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条又は不動産登記法施行規則の一部を改正する等の省令(平成17年法務省令第18号)より廃止された土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)第2条第1項の規定により、管轄法務局に備えられた地図をいう。
- (4)「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等に関して、所有権その他の権利を有する者をいう。
- (5)「基準」とは、茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準(昭和39年3月31日茨城県訓令第3号)をいう。
- (6)「細則」とは、茨城県施行の公共事業に伴う損失補償基準細則(昭和39年3月31日付39監発第561号)をいう。

## (施行上の義務及び心得)

第3条 受注者は、用地測量等の実施に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 用地測量等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容を、他に漏らしてはならない。
- (2) 用地測量等が、権利者の財産に関するものであること及び補償の基礎となるものであることを十分に理解し、権利者に不信の念を抱かせることなく、正確かつ良心的に行われなければならない。
- (3) 権利者から要望、陳情等があったときは、その趣旨を十分に把握したうえで、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第2章 用地測量等の基本事項

### 第1節 業務従事者の資格

#### (業務従事者の資格)

第4条 受注者は、用地測量等の実施に当たり、管理技術者の管理のもとに業務に従事する者(補助者を除く。)を選定し、契約締結後7日以内に従事者名簿(様式第3号)を発注者に提出しなければならない。また、業務従事者として、その業務内容に応じて、それぞれ次の各号に定める者を充てなければならない。

- (1) 用地測量については、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補とする。
- (2) 権利調査及び土地調書の作成については、その業務に十分な知識と能力を有する者とする。

### 第2節 準備

#### (身分証明書の携帯等)

第5条 受注者は、用地測量等の着手に先立ち、発注者から第4条に定める従事者名簿に記載した従事者の身分証明書(様式第9号)(以下「身分証明書」という。)の交付を受けて、当該従事者が業務を行うときに、これを携帯させなければならない。

- 2 従事者は、権利者等から請求のあるときは、身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地測量等が完了したときは、速やかに、身分証明書を監督員を経て発注者に返納しなければならない。

#### (現地踏査)

第6条 受注者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び土地に定着する物件の概況を把握しなければならない。

#### (立入りの同意等)

第7条 受注者は、用地測量等の着手に先立ち、調査区域の土地等を占有する権利者から、用地測量等のために当該土地等に立ち入ることについて、あらかじめ同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日時を、同意が得られないものにあつては理由を付してその旨を、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (障害物の伐除)

第8条 受注者は、障害物を伐除しなければ用地測量等が困難と認められるときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の監督員の指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第10号)を作成して、速やかに監督員に提出しなければならない。

## 第3節 数量等の処理

(面積計算の方法及び計算数値の取扱い)

第9条 用地測量の面積計算の方法は、座標法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の表示単位及び桁数の取扱いは、原則として、前項の面積計算の方法に応じて、次の表に定めるところによる。この場合に、端数の処理は、長さ・面積ともに切捨てとする。

項 目	表示単位	桁 数
長 さ	メ ー ト ル	小数点以下3桁
面 積	平方メートル	小数点以下6桁

## 第4節 精度管理

(精度管理)

第10条 精度管理とは、権利者に対する適正かつ公平な補償の実現を図るために、「基準」及び「細則」の適合性及び補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第3者の判断を得ることをいう。

(精度管理による成果品の修補等)

第11条 受注者は、成果品の提出に先立ち、監督員が精度管理のために成果品の一部または全部の仮提出を求めるときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の仮提出した成果品について、監督員から質問等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えなければならない。

3 受注者は、第1項の仮提出した成果品について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(精度管理対象外の成果品の修補等)

第12条 受注者は、精度管理対象外の成果品について、前条第3項で受けた指示事項に類似の事項があるときは、速やかに、これを再検討又は修補しなければならない。

## 第3章 権利調査

### 第1節 調 査

(地図の転写)

第13条 受注者は、調査区域内の土地について当該土地の所有地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(以下「管轄法務局」という。)において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図を転写しなければならない。ただし、地図の転写が困難な場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 地図の着色に従って着色する。
- (2) 方位、縮尺、精度区分、図面番号、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。
- (3) 管轄法務局名、調査年月日、測図年月日、転写年月日及び転写者名を記載する。

#### (土地の登記記録の調査)

第14条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局の土地の登記記録により次の各号に定める調査を行わなければならない。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 登記名義人の住所及び氏名又は名称、登記年月日及び登記原因
- (4) 共有地については、共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記又は予告登記があるときは、その内容
- (7) 仮差押、仮処分、買戻しの特約その他登記記録に記載されている事項で必要と認められる事項

#### (建物の登記記録の調査)

第15条 受注者は、調査区域内の建物について、管轄法務局の建物の登記記録により次の各号に定める調査を行い、建物の登記記録調査表(様式第11号)を作成しなければならない。

- (1) 建物の所在地及び家屋番号並びに主家、附属の別
- (2) 建物の種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付
- (3) 登記名義人の住所及び氏名又は名称
- (4) 共有建物については、共有者の持分
- (5) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記又は予告登記があるときは、その内容
- (7) 仮差押、仮処分、買戻しの特約、その他登記記録に記載されている事項で必要と認められる事項

#### (地積測量図等の転写)

第16条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄法務局の土地図面綴込帳に地積測量図がある場合、建物図面綴込帳に建物図面がある場合は、これを転写しなければならない。

- 2 地積測量図と現地に不突合がある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

#### (権利者の確認調査)

第17条 受注者は発注者から貸与された下記の資料等を基に調査を行い、権利者調査表(様式第12号)を作成するものとし、権利者に相続が発生しているときは、その経過を明らかにする系統図を作成しなければならない。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- (2) 商業登記簿、法人登記簿

- 2 権利者が法人以外であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 権利者の氏名、住所及び生年月日
  - (2) 権利者が未成年者、成年被後見人等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
  - (3) 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
  - (4) その他必要と認める事項
- 3 権利者が法人であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
  - (3) 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
  - (4) その他必要と認める事項
- 4 受注者は、これらの調査を行う場合に、戸籍等の交付申請書を作成し、発注者に提出する。発注者は申請及び証拠書（戸籍簿等の写等）の受領を行い、当該書類を受注者に貸与するものとする。
- 5 受注者は、相続人が不明等の理由により権利者の確認が困難なものがある場合は、監督員に報告しその指示に従わなければならない。

この場合において、権利者の確認が未確定のまま調査を終了することになった場合は、各成果品における権利者名は亡〇〇と記載するものとする。

## 第2節 用地整理台帳等の作成

### （地図の作成）

第18条 受注者は、第13条及び第14条に定める調査が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた地図を作成し、その地図に土地所有者名及び工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線を記入するとともに、管轄法務局名及び転写を行った者の記名押印を行うものとする。

### （用地整理台帳の作成）

第19条 受注者は、第13条及び第14条に定める調査が完了したときは、調査事項を用地整理台帳（様式第13号の1、第13号の2）に記載しなければならない。

## 第4章 用地測量

### 第1節 境界確認

#### (公共物管理者等との打ち合せ)

第20条 受注者は、調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、監督員の指示に基づき、公共用地境界確定(境界確認を含む。以下同じ。)の方法について、当該管理者等と打ち合せを行わなければならない。

#### (資料の作成及び境界の確認)

第21条 受注者は、前条の打ち合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき、公共用地境界確定のための手続き、また、必要に応じて地形測量や縦横断測量などの成果やその他の資料収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、公共物管理者等が現地において、公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打ち合せの結果第18条により作成した転写連続図その他資料を基に地形測量等を行い調整後の公共用地境界の形状を、公共物管理者等が公共用地境界確定とみなした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第26条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

#### (境界確定後の図書の作成)

第22条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかにその確定した公共用地境界の図面等の作成を行わなければならない。

#### (復元測量)

第23条 受注者は、境界杭が亡失している等の状況においては、境界点について管轄法務局備付の14条地図、地積測量図、他参考資料により復元測量を行うものとする。

#### (境界確認)

第24条 受注者は、調査区域内の私有地等について、第25条に定める土地の境界の確認作業を行うにあたり、必要な土地の所有権、借地権、地上権等の土地境界確認者名簿(様式第14号)を、第14条及び17条に定める調査の結果に基づき作成しなければならない。

2 受注者は、前項に定める土地境界確認者名簿の作成が完了したときは、監督員と境界確認日の日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって確認作業の準備を行わなければならない。

#### (境界確認の範囲)

第25条 受注者は、調査区域内の土地について、次の各号に定める境界について確認作業を行わなければならない。

- (1) 一筆の土地境界。
- (2) 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利の対象となる部分の境界。
- (3) 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況



の地目ごとの境界。この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。ただし、一部分ががけ地で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を境界とする。

#### (境界点の確認)

第26条 受注者は、前条に定める境界確認の範囲について、次の各号により各境界点の確認を行わなければならない。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。
  - (2) 境界点が表示されていないため、分筆登記嘱託に必要な図面を作成するうえで、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業にあつては、いずれの側にも片寄ることなく、中立の立場で行うものとする。
  - (3) 前2号に定める作業によって表示した境界点で、関連する権利者全員の同意が得られたときは、原則として赤色のペイントで着色したプラスチック杭(木杭は不可。以下同じ。)又は金属鉋(頭部径15mm。以下同じ。)等容易に移動できない標識を設置するものとする。ただし、境界石標等永久標が埋設されていてその必要がないものはこの限りではない。
- 2 受注者は、前項に定める境界点の確認が完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書(様式第15号の1、第15号の2)に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 3 受注者は、第1項に定める境界の確認において、次の各号の一に該当する事態が生じたときは、その事由等を監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (1) 関連する権利者全員の同意が得られないとき。
  - (2) 関連する権利者の一部が境界確認を拒否したとき。
  - (3) 必要な境界点を確定するために調査区域以外の境界確認又は測量を権利者から要求されたとき。

## 第2節 境界測量

#### (用地測量の基準点)

第27条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測量座標値等)を基に検測して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に定める基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

(補助基準点の設置)

第28条 受注者は、第21及び第22条に基づき確定した公共用地並びに第25条及び第26条に基づき確定した民有地の境界点を観測するために必要となる補助基準点を4級基準点以上の基準点から設置しなければならない。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2対回(0° , 90° )	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	60"	5mm
	観測差	40"		

(境界測量)

第29条 受注者は、各境界点の測量にあたり、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。

2 この観測は、測量地域の地形、地物等の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。

(1) TS等を用いる観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	—	—	5mm

(2) キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、下記の規定を準用する。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX 解を得てから 10 エポック以上	1 秒 (ただし、キネマティック法は 5 秒以下)	△N △E	20mm	△N: 水平面の南北方向のセット間隔差 △E: 水平面の東西方向のセット間隔差 ただし、平面直角座標値で比較することが出来る。
摘 要	①GLONASS 衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は 6 衛星以上とする。ただし、GPS 衛星及び GLONASS 衛星を、それぞれ 2 衛星以上を用いること。 ②GLONASS 衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーの GNSS 測量機を使用すること。				

(3) 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。

なお、境界点の座標地は、2セットの観測から求めた平均値とする。

- 3 受注者は、前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向を計算により求めるものとする。
- 4 受注者は、座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。  
なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方向角	距 離	座標値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

#### (用地現況測量)

第30条 受注者は、用地平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を観測するものとする。

#### (用地境界仮杭の設置)

第31条 受注者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきTS等を使用する方法により用地境界仮杭の設置をしなければならない。この場合、用地境界仮杭は、プラスチック杭又は金属鉋とし、原則として黄色のペイントで着色する。

- 2 受注者は、建物等の支障物件が存することにより、前項に定める用地境界仮杭の設置が困難なときは、用地実測図及び用地平面図に計算点として記載する。また、その事由等を監督員に報告しなければならない。なお、関係する権利者全員が用地境界仮杭の位置把握のため控杭設置等の要求があった場合、控杭を設置し用地境界仮杭との関係を用地実測図及び用地平面図に表示するものとする。

## 第3節 境界点間測量

#### (境界点間測量)

第32条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をTS等を用いて測定し精度を確認するものとする。

#### (測量の方法)

第33条 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分 距離	平地	山地	摘要
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

## 第4節 面積計算の範囲

### (面積計算の範囲)

第34条 面積計算の範囲は、第25条に定める土地を単位とし、次の各号により行うものとする。

- (1) 土地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その土地面積。
- (2) 土地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積。
- (3) 前各号によらない場合については、監督員の指示による。

## 第5節 用地実測図（データファイル）等の作成

### (用地実測図等の作成)

第35条 受注者は、用地実測図（データファイル）等の作成に当たり、次の各号により行うものとする。

- (1) 用地実測図原図（データファイル）は、境界・現況測量により得られた成果に基づき、次の事項から監督員が指示する事項を記入する。
  - ア 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
  - イ 面積計算表
  - ウ 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
  - エ 境界辺長
  - オ 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
  - カ 借地境界線
  - キ 用地取得線
  - ク 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地測量に従事した者の記名
  - ケ 市町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
  - コ 中心杭点、幅杭点及び用地境界点の位置
  - サ 現況地目
  - シ 道路名又は地番、水路名又は地番
  - ス 画地及び残地の面積
  - セ その他計画機関に指示された事項
- (2) 用地平面図（データファイル）には、次の項目を表示する。

- ア 基準点並びに官民、所有権、借地、地上権等の境界点及び境界線
- イ 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者及び借地人等氏名
- ウ 中心杭点、用地幅杭点及び用地境界点の位置
- エ 用地取得線
- オ 行政界、市町村名称及び大字、字の名称又は町、丁の名称
- カ 現況地目
- キ 建物及び工作物
- ク 道路名及び水路名
- ケ 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系
- コ 測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称
- サ その他計画機関に指示された事項

## 第6節 土地調書作成

(土地調書作成)

第36条 受注者は、第3章及び第4章に定める業務成果品により、土地調書(様式第16号の1、第16号の2)を電子媒体で作成するものとする。

## 第5章 検 証

(検証)

第37条 受注者は、受注に係る業務がすべてに完了したときは、各成果品について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。)を行わなければならない。

2 前項に定める検証は、管理技術者が行うものとし、地図の転写及び用地実測図原図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に、その資格及び氏名を記載し押印するものとする。

別記 1

成果品一覧表

1. 各成果品の提出部数は、土地調書は2部、他は1部とする。
2. 成果品の一覧は次のとおりとする。ただし、提出する成果品は、特記仕様書で指示するものとする。
3. 用地測量の成果等は、仕様書に定められたファイル形式で納品することを原則とする。

注：様式番号は茨城県用地測量等共通仕様書

番号	業務区分	成果品の名称	規格等	備考
1	作業計画	作業計画書		
2	打合せ協議	協議書	様式第8号	
3	現地踏査	踏査報告書		
4	公図等の転写	転写図	長期保存に耐える用紙	不動産登記法 14 条 地図 法務局備え付け地図
5	土地の登記記録の調査	用地整理台帳（一覧） 用地整理台帳（個人） 登記事項証明書	様式第13号の1 A4 様式第13号の2 A4 別冊綴りとする（協議）	登記事項証明書に基づき台帳作成
6	公図等転写連続図の作成	転写連続図	ポリエステルフィルム#300	転写したもとのから位置関係を整合させた連続地図
7	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表 登記事項証明書	様式第11号 A4 別冊綴りとする（協議）	登記事項証明書に基づき調査表作成
8	地積測量図転写	地積測量図転写図		コピーでもよい
9	権利者確認調査（当初）	権利者確認調査表（一覧）		住民票の抄本等、会社法人用登記事項証明書等で必要なものを添付
10	権利者確認調査（追跡）	権利者調査表 相続関係説明図	様式第12号 A4	戸籍簿謄本、除籍簿謄本、住民票の抄本、会社法人用登記事項証明書等で必要なものを添付
11	復元測量	観測箇所位置簿 復元箇所位置図		※成果品については監督員と協議する。
12	境界確認	境界確認者名簿 不動産調査報告書作成用データ	様式第14号 A4 様式第18号 A4	
13	土地境界確認書作成	土地境界確認書	様式第15号の1、の2 A3	
14	補助基準点の設置	観測手簿 観測成果簿 基準点管理図表	A4 全版	基準点一覧表（使用部分）
15	境界測量	観測手簿 観測成果簿		
16	用地境界仮杭設置	計算法 設置箇所位置図		※成果品については監督員と協議する。
17	境界点間測量	観測手簿 精度管理図表		※成果品については監督員と協議する。
18	用地現況測量（建物等）	現況測量観測手簿 現況測量計算法		建物等の主要地物のデータ取得
19	面積計算	面積計算集計表	様式第17号	
20	用地実測図（データファイル）の作成	用地実測図原図 用地実測図データファイル 品質評価表 メタデータ表 精度管理表 XMLスキーマ コードリスト	ポリエステルフィルム#300	※成果品については監督員と協議する。
21	用地平面図（データファイル）の作成	用地平面図原図 用地平面図データファイル 品質評価表 メタデータ表 精度管理表 XMLスキーマ コードリスト	ポリエステルフィルム#300	※成果品については監督員と協議する。
22	土地調書作成	土地調書 地積測量図等作成用データ	様式16の1、の2	
23	用地境界杭設置	計算法 設置箇所位置図		

業 務 工 程 表

業務番号 業務名	第 号				履行期間	年 月 日から 年 月 日まで			受注者	住所 商号又は名称 氏名					印	
	業務				業 務 料 委 託	円										
項 目	月		月		月		月		月		月		月		月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

(注) 1 工程は黒棒線で記入すること。  
 2 変更工程表の作成にあたっては、変更前を上段朱棒線、変更後は下段黒棒線で記入すること。

管理技術者選(改)任通知書

年 月 日			
殿			
受注者		住 所	
		商号又は名称	
		氏 名	
印			
業務番号及び 業 務 名	第 号 業 務		
契 約 年 月 日	年 月 日	履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
区 分	管理技術者		
住 所 又 は 居 所	TEL		
氏 名 及 び 生 年 月 日	M T S 年 月 日		
最 終 学 歴			
業務に必要な 免許・資格			
経 験 年 数	年		



様式第3号

## 従事者名簿

事業名

工事番号

業務箇所

期間

年 月 日から 年 月 日まで

下記の者は、設計業務等委託契約に基づき、用地測量等に従事する者である。

氏名	住所	資格	経験年数

年 月 日

殿

住所

商号

氏名

印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

## 業 務 完 了 通 知 書

年 月 日	
殿	
受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
業務番号及び 業務名	第 号 業務
契約年月日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業務委託料	円
完了年月日	年 月 日

様式第5号

## 貸与物品引渡通知書

年 月 日

受注者 住 所

氏 名 殿

発注者

印

下記のとおり貸与物品を引き渡します。

業務名		契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

## 貸 与 物 品 受 領 書

年 月 日

発注者 住 所  
氏 名

殿

受注者 住 所  
商 号  
氏 名

印

下記のとおり貸与物品を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日		
品 名	規 格	単 位	数 量			備 考	
			今回まで	今回	累計		
						月 日から 月 日まで の今回受領分	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

# 貸与物品返納書

年 月 日

発注者

殿

受注者 住 所  
商 号  
氏 名  
管理技術者

印  
印

下記のとおり貸与物品を使用残を返納します。

業務名				契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

協 議 書						
事 項						
項目				発議年月日	監督員	管理技術者
指 示	協 議	承 諾	報 告	年 月 日		
				受理年月日	監督員	管理技術者
				年 月 日		
項 目	上記について		承 諾 不承諾 受 領	年月日	監督員	管理技術者
				年 月 日		
(理 由)						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第9号

表 面

第 号	身 分 証 明 書				
受注者	住 所				
	商 号				
従事者	氏 名				
上記の者は、設計業務等委託契約に基づき、					を行う
者であることを証明する。					
有効期限	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
発行日		年	月	日	
発行者	住 所				
	氏 名				印

裏 面

<p>1. 本書は、公印、日付のないものは無効とする。</p> <p>2. 有効期限を経過したとき、又は設計業務契約が解除されたとき等不要となったときはただちに返納すること。</p> <p>3. 職、氏名に変更があったとき、又は受注者の住所、氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更をうけること。</p> <p>4. 本書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
---

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

## 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日

発注者

殿

受注者

住 所

商 号

氏 名

印

用地測量等を行うにあたり、障害となる物件について、下記のとおり伐除を行ったので、用地測量共通仕様書第 8 条第 2 項の規定によって、報告します。

事業の種類			
伐除の目的			
伐除の時期又は期間			
障害物の所在する地点  <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <span>市</span> <span>町</span> <span>大字</span> <span>字</span> <span>番</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center; margin-top: 10px;"> <span>群</span> <span>村</span> </div>			
障害物の種類	数 量	種 類	数 量
伐除の方法及び範囲			
障害物の所有者			
住 所		氏 名	
障害物の占有者			
住 所		氏 名	

備 考

- 1 「障害物の所在する地点」は少なくとも地番を記入すること。ただし、地番記入が困難なときには、適当な縮尺の平面図を添付すること。
  - 2 「障害物の種類及び数量」は、その概数を簡明に記載すること。
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする



建物の登記記録調査表

		調 査 年 月 日		調 査 者		整 理 番 号	
1. 建物の登記記録調査				不動産番号			
所 在 地	都 市 区 町 村		大 字 字		番 地		
所 有 者	住 所 又 は 所 在 地						
	氏名又は法人・代表者名						
家 屋 番 号	主 家 ・ 附 属 の 別	種 類	構 造	床 面 積	建 築 年 次	備 考	
所有権以外の権利者に関する事項及び仮登記記録等の事項					法定代理人等		
2. 立木登記記録及びその他の登記記録調査							

## 権 利 者 調 査 表

	調 査 年月日		調 査 者		整 理 号	
土地に関する権利者 (被相続人又は法人)	住 所 在 地			住 所		
	氏名又は名称 生年月日			氏 名		
	本 籍 地			住 所		
	相続年月日			氏 名		
法定代理人又は保証人 の住所及び氏名			法人を代表する者の 住所及び氏名			
相 続 人 の 氏 名	生 年 月 日 死亡年月日	被相続人との続柄	住 所	本 籍	相 続 分	摘 要 符 号

(注) 1 「摘要」の欄には相続放棄、相続欠格などを記入のこと。  
 2 相続系譜は別紙に作成すること。  
 用紙の大きさはA 4判とする。

### 用地整理台帳（一覽）

整理 番号	表 題 部				甲 区		乙 区	備 考	A 公図混乱の有無 B 登記名義人の死亡
	所 在	地 番	地 目	地積㎡	所 有 者	住 所	有 無		

用地整理台帳（個人）

										整理番号							
登記記録調査 (表題部申区)	不動産の 番号									登記記録調査 (乙区その他)	権利者氏名		内 訳	地目	地積	単価	金額
	所 在										住所				m <sup>2</sup>	円	円
	地目			地積					m <sup>2</sup>								
	登 記 年 月 日		年 月 日		受 付 第 号						計						
	原 因		年 月 日・売・相・贈・他( )								買収面積		m <sup>2</sup>				
	登 名 義 記 人	住所			共有 持分						残地面積		m <sup>2</sup>				
		氏名															
	分筆の有無		有・無		最終枝号												
分 筆	買 収 地	本番の		m <sup>2</sup>		土 地 所 有 者	本籍	市 町	大字	番地	記 事						
							郡 村										
	残 地	本番の		m <sup>2</sup>			住所	市 町	大字	番地							
							郡 村										
						氏名											
登 記 記 録 調 査	調 査 者	現 地 調 査	調 査 者	売 買 契 約	担 当 者	登 記 済	担 当 者	補 償 金 支 払	担 当 者								
年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印								

(A列4ヨコ)

- 注 1 登記年月日は、最終所有権登記年月日を記載すること。  
 2 登記原因のうち、「売」は売買、「相」は相続、「贈」は贈与であり、これ以外は( )内に記載すること。  
 3 共有地の場合で、共有者が多数であるときは、共有者及びその持分を別紙に記載し添付のこと。  
 4 抵当権について、その物件が共同担保である場合は、共同担保目録及び受付番号を別紙に記載し添付すること。  
 5 仮登記・予告登記・仮差押・仮処分・買戻の特約・その他登記簿に記載されている事項で必要と認められるものは、記事欄に記載すること。

# 土地境界確認者名簿

境界確認を要する土地の表示					土地所有者、関係人又は確認者		土地所有者との関係	摘要
市町村	大字	字	地番	地目	住所	氏名		

## 土地境界確認書(嘱託用)

境界確認を要する土地の表示					土地所有者、関係人又は立会人							
大字	字	地番	地目	地積	所有者住所	氏名	確認年月日	確認者住所	氏名	土地所有者との関係	印	摘要
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					
							. .					

本確認書のとおり、境界確認の事実を基に測量したものであることを証明します。 (A列3ヨコ)

平成 年 月 日

確認担当者 茨城県 土木事務所 課 補職名 氏 名 印  
 作業機関 ○ ○ ○ ○ 会社 管理技術者 氏 名 印

※①この確認書と筆界を明らかにした図面を合綴し、確認者の契印をする。  
 ②嘱託する土地と隣接する土地の別を摘要欄に記入すること。

### 土地境界確認書(嘱託用)

大 字	字	地 番	地 目	地 積	所 有 者 住 所	氏 名	確認年月日	確 認 者 住 所	氏 名	土地所有者との関係	印	摘 要
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					
							.					

## 土 地 調 書

が施行する 工事のため必要な土地について、  
 下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

事務所長 ㊟

調査責任者氏名 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

土地所有者住所

氏名又は名称 ㊟

関係者住所

氏名又は名称 ㊟

記

郡 区 町 地内  
 市 区 村

大 字	字	地 番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利の種類	関係人の氏名	摘要
			地 目	面 積	現況地目	面 積			

(A列4タテ)





面積計算集計表

番号	大字	地番	公募面積 (㎡)	座標面積計算書 (㎡)			実測-公募	精度区分	許容範囲	地籍校正の 必要性	備考
				実測	潰値	残地					
地籍測量の公差 (国土調査法施行例 別表第 5) 甲 1 (0.025+0.003 $\sqrt[4]{F}$ ) $\sqrt{F}m^2$ 甲 2 (0.05+0.01 $\sqrt[4]{F}$ ) $\sqrt{F}m^2$ 甲 3 (0.10+0.02 $\sqrt[4]{F}$ ) $\sqrt{F}m^2$ 乙 1 (0.10+0.04 $\sqrt[4]{F}$ ) $\sqrt{F}m^2$ 乙 2 (0.25+0.07 $\sqrt[4]{F}$ ) $\sqrt{F}m^2$ 乙 3 (0.50+0.14 $\sqrt[4]{F}$ ) $\sqrt{F}m^2$											

## 参考資料

### 1 地積測量図等の作成用データの作成について

地積測量図及び土地地形図の作成用データの作成にあたっては、次表により行うものとする。

区 分	作 成 方 法
地積測量図 作成用データ	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 用地測量等共通仕様書第35条の用地実測図等に基づき1筆ごとに作成すること。</li><li>(2) 日本工業規格B列4番の用紙規格による。</li><li>(3) 縮尺は、監督員の指示による場合を除き、通常1：250により作成する。</li><li>(4) 地番区域の名称、方位、縮尺、地番(隣接地の地番を含む)、地積及びその求積方法、筆界点間の距離、筆界点間の座標値を記載すること。</li><li>(5) 土地の筆界に境界標があるときは、これを記載すること。</li><li>(6) 土地の筆界に境界標がないときは、その土地の位置関係を明らかにするため、境界点について、適宜、恒久的地物からの距離、角度、その他監督員の指示する事項を記載すること。</li><li>(7) 0.2ミリメートル以下の細線により図形を鮮明に表示すること。</li></ol>
土地地形図 作成用データ	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 用地測量等共通仕様書第18条の地図に基づき1筆ごとに作成すること。</li><li>(2) 日本工業規格B列4番の用紙規格による。</li><li>(3) 方位、形状及び隣地の地番を記載すること。</li><li>(4) 0.2ミリメートル以下の細線により図形を鮮明に表示すること。</li></ol>

### 2 不動産調査報告書作成用データの作成について

土地建物実地調査要領（水戸地方法務局）の不動産調査報告書記載要領に準じて作成する。

不動産調査報告書

平成 年 月 日作成

以下のとおり調査の結果を報告します。

茨城県  
(担当者名

印  
)

( )章以降 無

I 基礎情報 (登記記録又は申請情報)	01	登記(業務)の目的	<input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 訂正					
	02	申請対象地	所在					
			登記記録, 申請情報の別	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報
			不動産番号					
			地番					
			地目					
	03	申請人及び利害関係人	地積 m <sup>2</sup>					
			特記事項					
			権利の種別					
			住所, 所在地					
04	隣接関係等	氏名, 名称						
		備考						
		本人(申請意思)確認の方法						
		地番						
II 資料に関する調査又は確認	05	登記所備付資料	資料の名称	<input type="checkbox"/> 地図	<input type="checkbox"/> 地図に準ずる図面	<input type="checkbox"/> 地積測量図	<input type="checkbox"/> 基準点成果 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
			備考					
	06	登記所以外の資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日	
07	所有に係る資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日		
08	官公署の許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日		
		特記事項						

Ⅲ 対象土地の特定による現地調査	申請地地番									
	09	土地の区画・形状調査・確認								
	10	占有状況・利用状況の調査	周辺地域の状況	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 村落 地 農耕地 <input type="checkbox"/> 山林原野	確認年月日	平成	年	月 日		
		原因及び日付の調査	<input type="checkbox"/> （ <input type="checkbox"/> 申請人 <input type="checkbox"/> 立会人）の説明 <input type="checkbox"/> 官公署の証明 <input type="checkbox"/> その他（ ） により 年 月 日 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 錯誤 <input type="checkbox"/> その他（ ）と認定							
	11	所有権調査 （所有権証明情報との対査等）	<input type="checkbox"/> 07章 所有に係る資料	<input type="checkbox"/> 登記記録	<input type="checkbox"/> その他（ ）により					
					確認年月日	平成	年	月 日		
	12	合筆の特記事項			確認年月日	平成	年	月 日		
	13	分筆の特記事項								
					確認年月日	平成	年	月 日		
	隣接地地番									
09	土地の区画・形状調査・確認									
10	占有状況・利用状況の調査									
11	所有権調査									
申請地から見て東西南北側		側	側	側	側	側	側			
特記事項										
Ⅳ 対象土地の確認に関する筆界	14	登記所備付地図の種類	縮尺	<input type="checkbox"/> 1/250 <input type="checkbox"/> 1/500 <input type="checkbox"/> 1/600 <input type="checkbox"/> 1/1000 <input type="checkbox"/> 1/1200 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 縮尺なし						
			作成事業	<input type="checkbox"/> 法14条1項 <input type="checkbox"/> 国土調査 <input type="checkbox"/> 区画整理 <input type="checkbox"/> 土地改良 <input type="checkbox"/> 法14条4項 <input type="checkbox"/> マイラー化 <input type="checkbox"/> （ ）						
			精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1	<input type="checkbox"/> 甲2	<input type="checkbox"/> 甲3	<input type="checkbox"/> 乙1	<input type="checkbox"/> 乙2	<input type="checkbox"/> 乙3	<input type="checkbox"/> 精度区分なし
			現地との整合性	<input type="checkbox"/> 一致	<input type="checkbox"/> 概ね一致	<input type="checkbox"/> 不一致	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
			特記事項				確認年月日	平成	年	月 日
報告事項										

申請地・隣接地の別及び地番	15		16		
	既提出の地積測量図との関係	境界標の状況	立会の態様	筆界確認の方法	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者		
	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所		
地番	年 月 日				
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格		
			本人確認方法		
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者		
	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所		
地番	年 月 日				
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格		
			本人確認方法		
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者		
	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所		
地番	年 月 日				
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格		
			本人確認方法		
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者		
	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所		
地番	年 月 日				
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格		
			本人確認方法		
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者		
	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所		
地番	年 月 日				
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格		
			本人確認方法		
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者		
	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所		
地番	年 月 日				
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格		
			本人確認方法		
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会	平成 年 月 日	
報告事項					

IV 対象土地に関する筆界の確認

V 地積の測量方法に関する情報	17	基本三角点 等・恒久的 地物（登記 基準点・参 照点）から の測量	符号及び名称，既知点・新点の別，標識，恒久的地物の種類，データ種別，座標系，変換方法，使用機器，観測の方法，精度管理，測量年月日等				
	18	筆界点測量  細部測量	画地調整	種類，条件，計算資料等			
				筆界点名又は符号，既設・新設の別，使用機器、測量者，観測の方法，測量年月日等			
	19	求積方法	地番				
計算方法							
登記記録との差							
特記事項							
20	誤差の 許容限度	地域区分	<input type="checkbox"/> 市街地(甲2まで) <input type="checkbox"/> 村落地・農耕地(乙1まで)		<input type="checkbox"/> 山林・原野(乙3まで)		
		精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3 <input type="checkbox"/> 所見				
		判断の概要	地積更正の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		地図訂正の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		その他
		特記事項					
備考		用地測量業務の作業機関及び管理技術者名					
総合報告							

画像情報



画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日

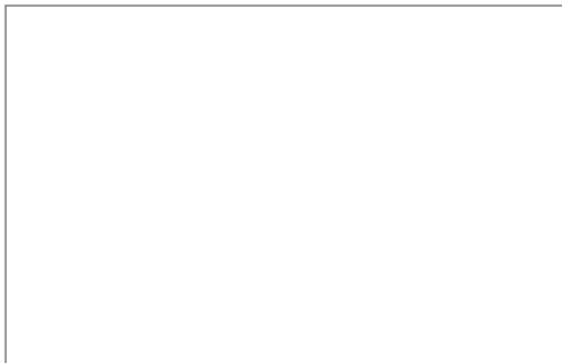


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日

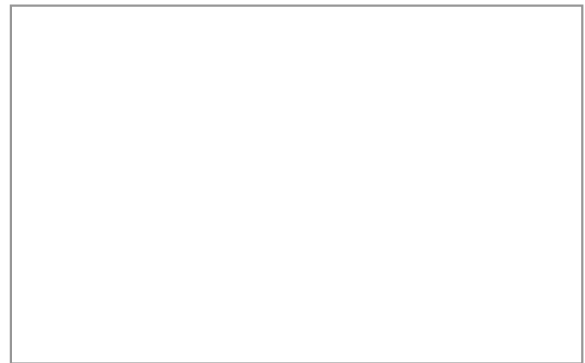


画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No \_\_\_\_\_

摘要

-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日



調査素図